

令和2年度

第1回陸別町総合教育会議議案

令和2年10月21日（水） 午前10時開催

陸別町・陸別町教育委員会

1 開会

2 町長あいさつ

3 協議事項

(1) 陸別町教育大綱の改定について

(2) その他

4 閉会

協議事項（１）

陸別町教育大綱の改定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 第 2 項の規定に基づき、陸別町教育大綱の改定について、次のとおり協議する。

記

1 陸別町教育大綱の改定（案）について

別 紙

陸別町教育大綱

(令和2年度～4年度)

I 陸別町教育大綱の改定(案)について

令和2年10月21日策定

陸別町総合教育会議

陸別町教育大綱

I 陸別町教育大綱の改定（案）について

1 教育大綱の位置付け

「第6期陸別町総合計画」及び「教育行政執行方針」並びに「第9期社会教育計画（策定中）」を踏まえ、整合性及び一貫性を図るものとする。

2 大綱の体系

- 基本目標を定める
- 基本施策を定める
- 基本施策の主な施策を示す

3 大綱の期間

大綱の期間は、令和2年度から令和4年度までとする。

はじめに

陸別町民憲章

わたしたちは、ちえと力を出しあって、きびしい自然にうちかって立つ陸別の町民です。

そこには、緑と太陽のかがやく心のふるさとがあります。

この町は、開拓の父関寛翁をはじめ、多くの先人のたゆみない努力によって栄えてきました。

わたしたちは、父祖がのこした尊い遺産と情熱をうけつぎ、健康で明るく豊かな町をつくるため、町民のしるべとしてこの憲章をさだめます。

- 1 みんなで力をあわせ、ひろく産業をおこし、豊かな町を育てましょう。
- 1 みんなで教養を深め、たくましい心と体をつくり、北方文化のかおり高い町を育てましょう。
- 1 たがいにむつみ助けあい、だれもが生きがいをもてる、あたたかい町を育てましょう。
- 1 たがいにきまりを守り、よい習慣をつくり、平和で明るい町を育てましょう。
- 1 恵まれた自然を生かし、住みよい環境をつくり、美しい町を育てましょう。

(昭和53年7月1日 制定)

陸別町教育目標

私たちは、北海道教育目標及び町民憲章の精神をうけ、陸別町の豊かな未来をみざす生涯教育のしるべとして、この目標を制定します。

- 1 互いに自由を尊重し、公正公平で自分の行動に責任のもてる人を育てる。
(自他を大切にする町民)
- 1 常に希望をもち、より高い目標を立てて、日々実践に努める人を育てる。
(自主的で創造的な町民)
- 1 ものごとを合理的に考え、創意工夫をこらし、進んで新しい分野を開いていく人を育てる。
(創見し思考する町民)
- 1 町民としての自覚をもって郷土を愛し、郷土の発展に尽す人を育てる。
(人間性豊かな町民)
- 1 たくましい心身をつくり、勤労の尊さを知るとともに、進んで仕事をする人を育てる
(ねばり強く丈夫な町民)

(昭和55年3月1日 制定)

【基本目標】

次代を担う子どもたちが「ずっと住み続けたい」、進学や就職で一度は町外に転出した若い世代が「いつかは帰りたい」、町外の方が「一度は行ってみたい、訪れてみたい」と思えるような魅力を感じるまちづくりを、町民と行政が一丸となって進めていく必要があります。

そのような住みやすい魅力的な街をつくるため、まちの将来像を
「人と自然が響き合う 日本一寒い町 りくべつ」と設定します。

新たな将来像の実現に向け5つの基本目標を設定し、新たなまちづくりの基本目標（分野ごとの目標）を次のとおり定めます。

- 基本目標1 自然と溶け合う豊かな地域産業のまち
- 基本目標2 支え合いで心と身体の幸せをつくるまち
- 基本目標3 快適に暮らせる心地よい生活環境のまち
- 基本目標4 豊かな心を育む学びと人づくりのまち
- 基本目標5 ふれあいと交流で創るあたたかなまち

この5つの基本目標と基本施策ごとの取組を総合的に推進することが基本となりますが、本大綱においては「基本目標4 豊かな心を育む学びと人づくりのまち」を重点的に取り組むテーマと定めます。

豊かな心を育む学びと 人づくりのまち

子どもから大人まで学ぶことができる様々な学習環境づくりに努めます。また、家庭・学校・地域が一体となり、将来の担い手である子どもたちが新しい時代に対応した生きる力を身につけられるよう、自らの意志で自ら学ぶことができる環境づくりを進めます。

さらに、まちづくりや子どもの成長にとって大切である人や自然との触れ合いや、この地でしか得られない楽しみや体験などを重視した生涯学習に力を注ぐとともに、スポーツ・文化活動など、町民が楽しむことができる場、活躍できる場づくりを推進し、まちへの愛着と豊かな心を持った人づくりを目指します。

【基本施策】

基本目標に基づき、次の6つの基本施策を主な施策として推進していきます。

【基本施策】

- ①学校教育の充実
- ②生涯学習の推進
- ③青少年の健全育成
- ④生涯スポーツの充実
- ⑤芸術・文化活動の推進
- ⑥文化財保護の推進

①学校教育の充実

次代を担う児童・生徒一人ひとりが、時代の変化に柔軟に対応できる幅広い知識と視野、時代を生き抜くたくましさをも身につけることができるよう、教育内容や学校施設の充実を図ります。また学校と地域社会が連携しながら、児童・生徒が故郷に愛着と誇りを持てる特色ある教育を進めます。

②生涯学習の推進

町民が生涯にわたって生きがいを持ち、文化的で心豊かな生活を送ることができるように、多様な学習機会の充実を図ります。

③青少年の健全育成

次代を担う人づくりとして、青少年が豊かな心とたくましさを持ち、創造性、社会性を身につけることができるよう、家庭と地域、学校が連携を深めながら、社会参加活動の充実を図ります。

④生涯スポーツの充実

体力の保持・増進や競技力の向上に向けて、スポーツの指導体制やスポーツ施設の充実により、誰もが気軽に親しむことができるスポーツ環境の整備を進めます。

⑤芸術・文化活動の推進

優れた芸術・文化に接する機会の拡充に努め、歴史・文化を身近に感じられるまちづくりを進めます。また、町民の自主的な活動による新しい文化の創造を支援します。

⑥文化財保護の推進

陸別の歴史や文化を次世代に伝えるため、文化財の保護・活用を推進します。

【主な施策】

①学校教育の充実

社会で生きる力の育成に向け、基礎的・基本的な知識・技能の定着を図るとともに、外国語教育や情報教育の充実など新たな教育内容への対応を行い、社会の変化に対応する教育を推進します。

健やかな体の育成に向け、体力・運動能力の向上を図るとともに、健康教育の充実に取り組みます。

発達障がい等の特別な支援を必要とする子どもたちに対する教育体制を整えるために、地域療育センターや児童相談所、病院などの関係機関との連携を図ります。

安全・安心な給食を安定的に提供していくことを第一に進め、地場産品の活用に努めるとともに、食物アレルギーを持つ子どもに対しては個別の対応を行います。

小中一貫教育を通じて、9年間を見通した一貫性・継続性のある指導を推進し、学力の定着、豊かな人間性と社会性の育成、ふるさと教育の充実を図ります。

子どもたちの安全な学習・生活の場、地域住民の防災拠点として、学校施設の改修整備を計画的に推進し、情報教育のためのコンピュータの更新など、教育内容の充実に即した設備や教材・教具の整備を図ります。

スクールバスの安全な運行と車両の計画的な更新を図り、登下校時の安全確保や、自己防衛意識の高揚を図るための安全教育を実施します。

②生涯学習の推進

関係各課や生涯学習ボランティア・各種サークルなどと連携し、生涯学習の推進や推進体制の整備を計画的に進め、町民の自主的な学習活動を支援するとともに、学習の成果を活かす機会の充実を目指します。

町民の情報・知識・技術などを活かした指導体制の充実により、幅広い生涯学習への対応を図り、多様化する学習ニーズに対応するため、公民館、図書室など既存の学習施設のほか保健センターなどの効率的な利用を図るとともに、利便性の向上を図ります。

陸別町社会教育計画に基づき、社会の変化に対応した社会教育の充実を図ります。

③青少年の健全育成

地域全体で青少年育成を図るために、意識啓発や環境整備を進めます。また、自立性や社会性を持った子どもたちの成長のために、地域における様々な体験・交流活動やスポーツ・文化活動等における町民とのふれあいの機会の充実を図ります。

町全体で子どもを守り育てるため、家庭・学校・地域・行政等の連携を強化し、いじめや非行防止活動等の推進、家庭教育に関する学習機会の提供や広報・啓発活動の推進に努めます。

④生涯スポーツの充実

町民がスポーツに触れる機会の拡大を図るため、気軽に健康・体力づくりを目的に取り組むことができるようなスポーツの振興を図るとともに、スポーツに関する情報の提供を行います。

利用ニーズや老朽化の状況等を踏まえ、各種スポーツ施設の整備充実を計画的に進めます。

⑤芸術・文化活動の推進

各種文化団体・サークルの活動に対して支援を行うとともに、発表や活動の場を提供します。また、広報紙などを通じて、町民に対する各種団体活動の情報提供を行います。

町民の文化芸術活動の核となるタウンホールや公民館の維持管理を行い、必要に応じた設備等の整備を検討していきます。

⑥文化財保護の推進

「関寛斎資料館」を核として、関寛斎関係の遺跡整備の充実を図ります。また、史跡ユクエピラチャン跡の活用を進めるとともに、収蔵展示化した陸別町郷土資料室の郷土資料の活用については、町民見学会等を積極的に実施し、郷土学習の一つとして位置づけます。

文化財保護団体の育成を進めるとともに、学校教育や社会教育における郷土資料や人材の活用を進めます。

【参考】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3

(大綱の策定等)

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

【参考】 教育基本法第17条

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

【参考資料】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4

(総合教育会議)

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

- (1) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (2) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

- (1) 地方公共団体の長
- (2) 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

I 陸別町総合教育会議運営要綱について

陸別町総合教育会議運営要綱

(設置)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき、本町の教育行政の推進を図るため、陸別町総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項に関する協議及び事務の調整を行う。

- (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）の策定
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(組織)

第3条 会議は、町長及び教育委員会をもって構成する。

2 町長が不在の場合には、副町長がその代理となるものとする。

(会議)

第4条 会議は、町長が招集し、会議の議長となる。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

(意見の聴取)

第5条 会議は、第2条各号の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(議事録の作成及び公表)

第7条 町長は、会議の終了後、遅滞なく議事録を作成し、これを公表するものとする。

(調整結果の尊重)

第8条 会議において町長及び教育委員会の事務の調整が行われた事項については、その調整の結果を尊重しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、町長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年3月22日から施行する。